
1. 検討経緯

川上ダム建設事業については、平成22年9月28日に国土交通大臣から近畿地方整備局長及び独立行政法人水資源機構理事長に対して、ダム事業の検証に係る検討を行うよう指示があり、同日付で検討の手順や手法を定めた「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目」（以下「検証要領細目」という。）に基づき、「ダム事業の検証に係る検討」を実施するよう指示があった。

近畿地方整備局及び独立行政法人水資源機構では、検証要領細目に基づき、川上ダム建設事業の関係地方公共団体からなる検討の場（以下「検討の場」という。）を平成23年1月17日に設置し、検討の場の進め方に関する事項を定めた。その後、図1.1-1に示すとおり検討の場を1回及び幹事会を6回開催し、川上ダム建設事業における洪水調節、新規利水、流水の正常な機能の維持、既設ダムの堆砂除去のための代替補給の4つの目的について、目的別の総合評価及び総合的な評価を行った。この間、平成24年12月21日から平成25年1月21日まで、洪水調節、新規利水、流水の正常な機能の維持、既設ダムの堆砂除去のための代替補給の目的ごとに「これまでに提示した複数の対策案以外の具体的な対策案の提案」及び「複数の対策案に係る概略評価及び抽出に対する意見」を対象としたパブリックコメントを行った。

そして、これまでの検討結果をとりまとめた「川上ダム建設事業の検証に係る検討報告書（素案）」（以下「報告書（素案）」という。）を作成し、平成26年5月27日から平成26年6月25日までの間に電子メール等による意見募集を行い、平成26年6月7日と8日の2日間で、淀川流域内の2会場において関係住民の意見聴取を行った。また、平成26年6月16日には、学識経験を有する者から意見聴取を行った。

これらを踏まえ、「川上ダム建設事業の検証に係る検討報告書（原案）案」（以下「報告書（原案）案」という。）を作成し、関係地方公共団体の長、関係利水者からの意見聴取を行い、「川上ダム建設事業の検証に係る検討報告書（原案）」（以下「報告書（原案）」という。）としてとりまとめた。

川上ダム建設事業の対応方針（原案）について、平成26年7月23日に開催した近畿地方整備局事業評価監視委員会（以下「事業評価監視委員会」という。）に対して意見聴取を行い、対応方針（案）を決定した。

なお、川上ダム建設事業に係る検討フローを図1.1-1に示す。

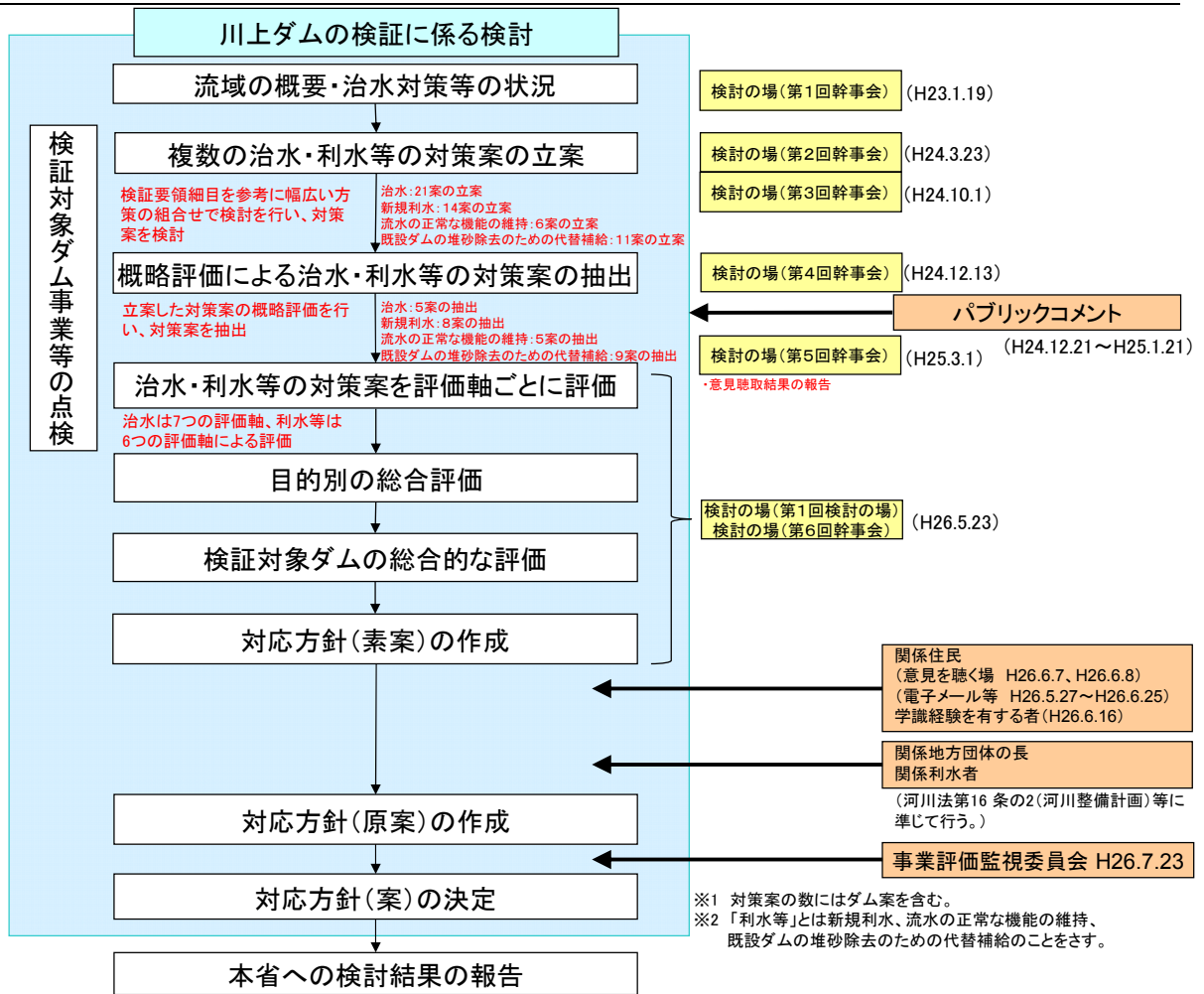


図 1.1-1 川上ダム検証に係る検討フロー

1.1 検証に係る検討手順

川上ダム建設事業の検証に係る検討（以下「川上ダム検証」という。）では、「事業の必要性等に関する視点」のうち、「事業を巡る社会経済情勢等の変化、事業の進捗状況（検証対象ダム事業等の点検）」に関して、流域及び河川の概要、検証対象ダム事業の概要について整理し、検証対象ダム事業等の点検を行い、「事業の投資効果」に関して、費用対効果分析を行った。

流域及び河川の概要の整理結果については 2. に、検証対象ダム事業の概要の整理結果については 3. に示すとおりである。

検証対象ダム事業等の点検については、総事業費、堆砂計画、工期や過去の洪水実績など計画の前提となっているデータ等について点検を行った。その結果は、4.1 に示すとおりである。

次に、川上ダム検証では、「事業の進捗の見込みの視点、コストや実現性の視点」から、「複数の治水対策案、新規利水対策案、流水の正常な機能の維持対策案及び既設ダムの堆砂除去のための代替補給対策案の立案」、「概略評価による治水対策案、新規利水対策案、流水の正常な機能の維持対策案及び既設ダムの堆砂除去のための代替補給対策案の抽出」、「治水対策案、新規利水対策案、流水の正常な機能の維持対策案及び既設ダムの堆砂除去のための代替補給対策案を評価軸ごとに評価」、「目的別の総合評価の検討」を行い、最終的に「検証対象ダムの総合的な評価」を行った。

これらの検討経緯の概要は、以下のとおりである。

1.1.1 治水（洪水調節）

検証要領細目第 4 に基づき、複数の治水対策案の立案、概略評価による治水対策案の抽出、治水対策案の評価軸ごとの評価及び目的別の総合評価（洪水調節）を行った。

(1) 複数の治水対策案の立案

複数の治水対策案は、淀川及び木津川（大臣管理区間）においては、淀川水系河川整備計画として設定した目標と同程度の目標、木津川（三重県管理区間）においては河川整備計画相当として設定した目標と同程度の目標を達成することを基本として、複数の治水対策案の 1 つは、川上ダムを含む案とし、その他に川上ダムを含まない方法による 20 案の治水対策案を立案した。その結果等は 4.2.1 から 4.2.7 に示すとおりである。

(2) 概略評価による治水対策案の抽出

川上ダムを含まない方法による 20 案の治水対策案について概略評価を行い、川上ダムを含む 5 案の治水対策案の抽出を行った。その結果等は 4.2.8 に示すとおりである。

(3) 治水対策案の評価軸ごとに評価、目的別の総合評価

概略評価により抽出した川上ダムを含まない方法による 4 案の治水対策案と川上ダムを含む治水対策案の計 5 案について、7 つの評価軸ごとに評価し、目的別の総合評価を行った。その結果等は 4.2.9 及び 4.6.1 に示すとおりである。

1.1.2 新規利水

検証要領細目第 4 に基づき、複数の新規利水対策案の立案、概略評価による新規利水対策案の抽出、新規利水対策案を評価軸ごとに評価及び目的別の総合評価を行った。

(1) 利水参画者に対する確認・要請

川上ダム建設事業の利水参画者に対し、ダム事業参画継続の意思、必要な開発量の確認、水需給計画の点検・確認及び代替案が考えられないか検討するよう文書にて要請し、回答を得た。その上で、必要量の算出が妥当に行われているかを確認した。その結果等は 4.3.1 及び 4.3.2 に示すとおりである。

(2) 複数の新規利水対策案の立案

複数の新規利水対策案は、利水参画者に対して確認した必要な開発量を確保することを基本として、ダム事業者や水利使用許可権者として有している情報に基づき可能な範囲で検討を行い、複数の新規利水対策案の 1 つは川上ダムを含む案とし、その他に川上ダムを含まない方法による 11 案、計 12 案の新規利水対策案を立案した。その結果等は 4.3.3 及び 4.3.5 に示すとおりである。

(3) 概略評価による新規利水対策案の抽出

川上ダムを含まない方法による 11 案の新規利水対策案について概略評価を行い、川上ダムを含む 7 案の新規利水対策案の抽出を行った。その結果等は 4.3.7 に示すとおりである。

(4) 利水参画者等への意見聴取

概略評価により抽出した川上ダムを含む 7 案の新規利水対策案を利水参画者等に提示し、意見聴取を行った。その結果等は 4.3.8 に示すとおりである。

(5) パブリックコメントを踏まえた新規利水対策案の立案及び抽出

パブリックコメントの意見を踏まえて、新規利水対策案の 2 案を追加で立案し、川上ダムを含まない方法による 14 案の新規利水対策案について概略評価を行い、川上ダムを含む 8 案の新規利水対策案の抽出を行った。その結果等は 4.3.9 に示すとおりである。

(6) 新規利水対策案を評価軸ごとに評価、目的別の総合評価

概略評価により抽出した川上ダムを含まない方法による 7 案の新規利水対策案と川上ダムを含む新規利水対策案の計 8 案について、利水参画者等からの意見も踏まえて、6 つの評価軸ごとに評価し、目的別の総合評価を行った。その結果等は 4.3.10 及び 4.6.2 に示すとおりである。

1.1.3 流水の正常な機能の維持

検証要領細目第 4 に基づき、複数の流水の正常な機能の維持対策案の立案、概略評価による流水の正常な機能の維持対策案の抽出、流水の正常な機能の維持対策案を評価軸ごとに評価及び目的別の総合評価を行った。

(1) 複数の流水の正常な機能の維持対策案の立案

複数の流水の正常な機能の維持対策案は、木津川（三重県管理区間）においては、河川管理者である三重県が河川整備計画策定にあたり検討している維持流量に水利流量等を考慮し、河川整備計画相当として設定した同程度の目標、木津川（大臣管理区間）においても三重県管理区間と同様の考え方で河川整備計画相当として設定した同程度の目標を達成することを基本とし、複数の流水の正常な機能の維持対策案の 1 つは川上ダムを含む案とし、その他に川上ダムを含まない方法による 5 案、計 6 案の流水の正常な機能の維持対策案を立案した。その結果等は 4.4.1 から 4.4.4 に示すとおりである。

(2) 概略評価による流水の正常な機能の維持対策案の抽出

川上ダムを含まない 5 案の流水の正常な機能の維持対策案について概略評価を行い、川上ダムを含む 5 案の流水の正常な機能の維持対策案の抽出を行った。その結果等は 4.4.6 に示すとおりである。

(3) 利水参画者等への意見聴取

概略評価により抽出した川上ダムを含む 5 案の流水の正常な機能の維持対策案を利水参画者等に提示し、意見聴取を行った。その結果等は 4.4.7 に示すとおりである。

(4) 流水の正常な機能の維持対策案を評価軸ごとに評価、目的別の総合評価

概略評価により抽出した川上ダムを含まない方法による 4 案の流水の正常な機能の維持対策案と川上ダムを含む流水の正常な機能の維持対策案の計 5 案について、利水参画者等からの意見も踏まえて、6 つの評価軸ごとに評価し、目的別の総合評価を行った。その結果等は 4.4.8 及び 4.6.3 に示すとおりである。

1.1.4 既設ダムの堆砂除去のための代替補給

検証要領細目第 4 に基づき、複数の既設ダムの堆砂除去のための代替補給対策案の立案、概略評価による既設ダムの堆砂除去のための代替補給対策案の抽出、既設ダムの堆砂除去のための代替補給対策案を評価軸ごとに評価及び目的別の総合評価を行った。

(1) 複数の既設ダムの堆砂除去のための代替補給対策案の立案

複数の既設ダムの堆砂除去のための代替補給対策案は、淀川水系河川整備計画において想定している目標と同程度の目標を達成することを基本とし、複数の既設ダムの堆砂除去のための代替補給対策案の 1 つは川上ダムを含む案とし、その他に川上ダムを含まない方法による 9 案、計 10 案の既設ダムの堆砂除去のための代替補給対策案を立案した。その結果等は 4.5.1 から 4.5.4 に示すとおりである。

(2) 概略評価による既設ダムの堆砂除去のための代替補給対策案の抽出

川上ダムを含まない 9 案の既設ダムの堆砂除去のための代替補給対策案について概略評価を行い、川上ダム案を含む 8 案の既設ダムの堆砂除去のための代替補給対策案の抽出を行った。その結果等は 4.5.6 に示すとおりである。

(3) 利害関係者等への意見聴取

概略評価により抽出した川上ダム案を含む 8 案の既設ダムの堆砂除去のための代替補給対策案を利害関係者等に提示し、意見聴取を行った。その結果等は 4.5.7 に示すとおりである。

(4) パブリックコメントを踏まえた既設ダムの堆砂除去のための代替補給対策案の立案及び抽出

パブリックコメントの意見を踏まえて、既設ダムの堆砂除去のための代替補給対策案の 1 案を追加で立案し、川上ダムを含まない方法による 10 案の既設ダムの堆砂除去のための代替補給対策案について概略評価を行い、川上ダムを含む 9 案の既設ダムの堆砂除去のための代替補給対策案の抽出を行った。その結果等は 4.5.8 に示すとおりである。

(5) 既設ダムの堆砂除去のための代替補給対策案を評価軸ごとに評価、目的別の総合評価

概略評価により抽出した川上ダムを含まない方法による 8 案の既設ダムの堆砂除去のための代替補給対策案と川上ダムを含む既設ダムの堆砂除去のための代替補給対策案の計 9 案について、利害関係者等からの意見も踏まえて、6 つの評価軸ごとに評価し、目的別の総合評価を行った。その結果等は 4.5.9 及び 4.6.4 に示すとおりである。

1.1.5 総合的な評価

目的別の検討を踏まえて、川上ダム建設事業に関する総合的な評価を行った。総合的な評価を行った結果及びその結果に至った理由は4.7に示すとおりである。

1.1.6 費用対効果分析

費用対効果分析について、「治水経済調査マニュアル（案）」等に基づき算定を行った。その結果等は5.に示すとおりである。

1.2 情報公開、意見聴取等の進め方

1.2.1 関係地方公共団体からなる検討の場

川上ダム検証を進めるにあたり、近畿地方整備局及び独立行政法人水資源機構と関係地方公共団体において相互の立場を理解しつつ、検討内容の認識を深めることを目的として、検討の場を平成23年1月17日に設置し、平成26年5月23日までに検討の場を1回、幹事会を6回開催した。その結果等は6.1に示すとおりである。

なお、検討の場の構成員を表1.2-1に、検討の場の実施経緯を表1.2-2、表1.2-3に示す。

表 1.2-1 検討の場の構成

区分	検討の場	幹事会
構成員	三重県知事 京都府知事 大阪府知事 奈良県知事 伊賀市長 八幡市長 守口市長 ^{*)}	三重県地域連携部長 三重県県土整備部長 京都府建設交通部長 大阪府都市整備部長 奈良県県土マネジメント部長 伊賀市建設部長 伊賀市水道部長 八幡市都市管理部長 守口市下水道部長 ^{**)}
検討主体	近畿地方整備局長 独立行政法人水資源機構理事長	近畿地方整備局河川部長 独立行政法人水資源機構関西支社長

*) 第1回：池田市長、第2回・第3回・第4回・第5回：摂津市長

***) 第1回：池田市都市建設部長、第2回・第3回・第4回・第5回：摂津市土木下水道部長

表 1.2-2 検討の場の実施経緯(1)

(平成26年5月23日現在)

月 日	実施内容	
平成22年 9月28日	ダム事業の検証に係る検討指示	・国土交通大臣から近畿地方整備局長及び独立行政法人水資源機構理事長に指示
平成23年 1月17日	検討の場を設置	・検証要領細目に基づき設置
1月19日	第1回幹事会	<ul style="list-style-type: none"> ■ 規約 ■ 検証に係る検討手順 ■ 経緯及び概要
平成24年 3月23日	第2回幹事会	<ul style="list-style-type: none"> ■ 対策案の検討 ・ 複数の治水対策案の立案
10月1日	第3回幹事会	<ul style="list-style-type: none"> ■ 上野地区の治水対策の経緯 ■ 対策案の検討 ・ 複数の新規利水対策案の立案 ・ 複数の流水の正常な機能の維持対策案の立案 ・ 複数の既設ダムの堆砂除去のための代替補給対策案の立案

表 1.2-3 検討の場の実施経緯(2)

(平成 26 年 5 月 23 日現在)

月 日	実施内容	
12 月 13 日	第 4 回幹事会	<ul style="list-style-type: none"> ■川上ダム建設事業等の点検 ・総事業費、工期、堆砂計画、計画の前提となっているデータ等 ■対策案の検討 ・概略評価による治水対策案の抽出 ・概略評価による新規利水対策案の抽出 ・概略評価による流水の正常な機能の維持対策案の抽出 ・概略評価による既設ダムの堆砂除去のための代替補給対策案の抽出 ■パブリックコメントの実施 ■利水参画者等への意見聴取
平成 25 年 3 月 1 日	第 5 回幹事会	<ul style="list-style-type: none"> ■パブリックコメントの結果 ■利水参画者等への意見聴取結果
平成 26 年 5 月 23 日	検討の場 (第 1 回検討の場) (第 6 回幹事会)	<ul style="list-style-type: none"> ■対策案の検討 ・パブリックコメントを踏まえた対策案の追加 ・治水対策案の評価軸ごとの評価及び総合評価(案) ・新規利水対策案の評価軸ごとの評価及び総合評価 (案) ・流水の正常な機能の維持対策案の評価軸ごとの評価及び総合評価(案) ・既設ダムの堆砂除去のための代替補給対策案の評価軸ごとの評価及び総合評価(案) ■検証対象ダムの総合的な評価 (案) ■川上ダム建設事業の検証に係る検討報告書 (素案)

1.2.2 パブリックコメント

検討の過程においては、主要な段階でパブリックコメントを実施することとしており、平成 24 年 12 月 21 日から平成 25 年 1 月 21 日までの 32 日間に、「これまでに提示した複数の対策案（治水対策案、新規利水対策案、流水の正常な機能の維持対策案、既設ダムの堆砂除去のための代替補給対策案）以外の具体的対策案の提案」及び「複数の対策案（治水対策案、新規利水対策案、流水の正常な機能の維持対策案、既設ダムの堆砂除去のための代替補給対策案）に係る概略評価及び抽出に対する意見」を対象としたパブリックコメントを行った。その結果は 6.2 に示すとおりである。

1.2.3 意見聴取

「報告書（素案）」を作成した段階で、河川法第 16 条の 2 等に準じて、学識経験を有する者及び関係住民からの意見聴取を実施した。これらを踏まえ、「報告書（原案）案」を作成し、関係地方公共団体の長、関係利水者からの意見聴取を実施した。その結果は 6.3 に示すとおりである。

1.2.4 事業評価

川上ダム建設事業の対応方針（原案）について、業評価監視委員会に対して意見聴取を行い、「審議の結果、「川上ダム建設事業」の再評価は、当委員会に提出された資料、説明の範囲において、おおむね適切に進められており、対応方針（原案）のとおり「事業継続」でよいと判断される。」との意見を頂いた。

1.2.5 情報公開

本検討にあたっては、透明性の確保を図ることを目的として、以下のとおり情報公開を行った。

- ・検討の場及びパブリックコメントの実施について、事前に報道機関に記者発表するとともに、近畿地方整備局及び独立行政法人水資源機構のホームページで公表した。
- ・検討の場は、原則として報道機関及び傍聴希望者に公開するとともに、関係資料、議事録を近畿地方整備局及び独立行政法人水資源機構のホームページで公表した。